

平成28年（ワ）第380号放送法遵守義務確認等請求事件（第1事件）

平成28年（ワ）第696号放送法遵守義務確認等請求事件（第2事件）

第1事件原告 宮内正巖

第2事件原告 溝川悠介外44名

被 告 日本放送協会

原告準備書面（九）

2017年11月27日

奈良地方裁判所民事部1B係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 佐藤 真理

弁護士 白井 啓太郎

弁護士 安藤 昌司

弁護士 辰巳 創史

弁護士 星 雄介

弁護士 阪口 徳雄

被告による放送法違反

本準備書面は、共謀罪の創設を含む「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案」（以下「共謀罪法案」という）の国会審議に関して、被告が放送法4条に違反した放送を行ってきたことを明らかにするものである。

1 はじめに

放送を語る会が、「共謀罪法案国会審議・テレビニュースはどう伝え たか」と題するモニター調査結果を2017年9月3日に発表した（甲60）。

「放送を語る会」は、視聴者・市民、研究者、放送労働者の三つの立場の人びとが、放送について語り合い、研究し、発言する場を作るという趣旨で、1990年8月に発足した団体である。爾来、同会は「放送を語る集い」、「放送フォーラム」、重要課題についての緊急集会などを開催してきた。また、国政選挙報道、その時々的重要問題についての報道をモニターし、その結果の報告書を発表、放送ジャーナリズムへの問題提起、提言などを行ってきた（甲61）。

同会が共謀罪法案の国会審議報道をモニターしたニュース番組は、NHKの「ニュース7」、「ニュースウオッチ9」、日本テレビ「NEWS ZERO」テレビ朝日「報道ステーション」、TBS「NEWS 23」である。対象期間は、共謀罪法案の国会審議が始まる前の2017年3月から国会が事実上終了した同年6月16日までであ

る。以下に、同レポートに記載されているNHKのニュース報道の問題点を、テレビ朝日「報道ステーション」と対比しながら指摘する。

2 NHKの放送時間は、報道ステーションに比べ極端に少なかった

NHK「ニュース7」の放送回数は26回、時間は1時間21分、「ニュースウオッチ9」では30回、1時間52分である。テレビ朝日「報道ステーション」の回数33回、時間4時間32分と比較すると、放送回数は、NHKの2つのニュースは報道ステーションとほぼ同じである。しかしながら、放送時間では、「報道ステーション」は、「ニュースウオッチ9」の2.4倍である。共謀罪法案の問題点を視聴者に正確にかつ充分伝えようとしないNHKの姿勢を示すものである。

3 NHKは共謀罪法案を政府が示した名称である「テロ等準備罪」と呼称した

NHKは「共謀罪の構成要件を改めて、テロ等準備罪を新設する法案」と呼び、「報道ステーション」は「共謀罪法案」あるいは「いわゆる共謀罪法案」と呼んだ。今回の法案は、通称「組織犯罪処罰法」に、共謀に基づく準備行為を罰する規定を盛り込むものである。たとえ構成要件を変えたとしても、過去3回廃案になった共謀罪を新設するという内容と本質は変わっていない。その意味で、「報道ステーション」の呼び方が正確である。

「テロ等準備罪」は「共謀罪」の代わりに政府が示した名称である。この名称によって、共謀罪を新設するかどうか、という議論で

あるべきところを、「テロを準備する犯罪」を処罰するかどうかの議論にすり替えられることになった。また、「テロ等準備罪」という名称は、テロを防ぐために必要という意図と価値判断を含む用語であり、「共謀罪」の危険な本質を隠し、世論を誘導する効果を持っている。「共謀罪法案」という呼び方をひたすら避けて「テロ等準備罪」を繰り返し使用したNHKは、事の本質を隠して、政府の意思を忖度したと批判されるべきである。

4 NHKは国会審議、法案の内容を政府の説明に沿って報道した

(1)「ニュース7」は、各回の放送時間が短く、審議の内容よりも法案を巡る動きの報道が大半であった。法案の問題点を、政府側、野党側双方の主張や識者の見解を基に視聴者に提示するという点で不十分であった。

例えば、5月16日の放送では、自公維新3党の会合、日本維新の会の会合、自民・竹下国対委員長、法務委員会の自民・古川俊治筆頭理事、民進・逢坂誠二筆頭理事、維新の会馬場伸幸幹事長のインタビューなど政権与党側の動きを中心に伝えた。

国会内の動きをどれだけ伝えても、法案の内容は伝わらない。しかも与党と維新の動きは手厚く伝え、野党側は民進だけの動きしか伝えないという偏ったものであった。

法案の内容の解説は2回ほどにとどまっている。そのうち3月21日閣議決定の日には、法務省が示す具体例として、テロ組織の飛行機乗っ取り、サリン製造、暴力団の拳銃購入などの例が丁寧に紹介された。その上で、277の犯罪については「政府は組織的犯

罪集団が関与することが現実的に想定される者に限定した」と解説し、全体として、法務省見解を効果的に伝えるものであった。

6月14日参院法務委員会の採決を経ず、「中間報告」（国会法56条の3）で参院本会議の採決を目指した与党の動きについて、政治部記者は、会期の期限が迫っているのに、与野党対立で円満な採決の見通しが立っていないことなどを理由にして、採決もやむをない、とする政府与党側の言い分に近い解説をし、委員会を飛ばして採決する不正常的な国会運営への批判的なコメントはなかった。

（2）「ニュースウォッチ9」

モニター期間中（3月1日から6月18日）、「ニュースウォッチ9」の放送回数は78日、共謀罪法案関係の報道があったのは30日であった。そのうち法案や審議の内容を扱ったのが14回、13回は与党協議・与野党会談・日程などの短い紹介、3回は世論調査の結果だけの報道であった。

全体的に、次のような特徴が見られた。

- ① 法案を巡る政治の動きの紹介が主になっていた。
 - ・ 法案内容に関して言論人や専門家の意見によって問題点、争点を解明することがほとんどなかった。
 - ・ 法案の論点に関わる独自の取材、調査報道がほとんどなく、共謀罪法案の問題点を、多様な意見をもとに深める姿勢が乏しかった。
 - ・ 例えば5月23日衆院本会議で採決が強行された時、各党の反応を主に報道するだけで、法案の問題点などを問う内容はなかった。これに対して、「報道ステーション」はケナタッチ国

連特別報告者の書簡内容を交えて報じ、審議不足を批判した。

② 国会審議の伝え方は、一問一答に編集して、政府答弁を印象づけるものであった。また、政府側の見解の紹介の分量が大きかった。

- ・ 衆院法務委員会があった4月19日の報道では、民進党の質問と安倍首相、金田法相の答弁、法案の必要性についての質問と安倍首相答弁、国際条約についての質問と安倍首相答弁、一般人が対象になるかという質問に対する金田法相答弁、と一問一答で進行しており、再質問による追及は見られない。これは「ニュースウオッチ9」に特徴的な国会審議の報道スタイルである。

- ・ 5月29日参院審議入りの論戦の報道では、政府与党の説明・発言を約2分、野党側の説明・発言を44秒伝えた。国会論戦全体の報道では、政府与党発言70.5%に対して野党側発言29.5%であった。

- ・ 6月14日参院法務委員会の「中間報告」による採決の動きについての記者の報告・解説は、政府与党の思惑の解説が中心で、この非民主的な動きに批判があることを伝えなかった。

③ 法案とその審議内容について、国会議員質疑、参考人質疑、国際社会からのメッセージなどで報道しない例がかなりあった。「報道ステーション」では報道され、「ニュースウオッチ9」が報じなかった事例を以下に列挙する。

- ・ 4月17日、衆院法務委員会。民進党山尾議員の質問「保安林でキノコを採るのもテロの資金源か」とこれを肯定す

る政府答弁。

- ・ 4月19日、民進党山尾議員の質問に金田法相が答えられず、刑事局長が答弁した。民進党逢坂議員の「捜査が一般人に及ばなかったら犯罪集団かどうかはわからないのではないか」との質問に対し、金田法相の「犯罪集団が関与していることについての嫌疑が必要」というズレた答弁。
- ・ 4月21日、金田法相が「一般人は捜査の対象にならない」と繰り返し答弁したのに対し、盛山法務副大臣が「対象とならないとは言えない」と相反する答弁。「組織的犯罪集団に該当するかどうかは捜査当局が判断する」という金田法相の答弁。
- ・ 4月25日、衆院での法案についての参考人質疑の内容。小林よしのり、高山佳奈子、小澤俊朗、井田良、早川忠孝の各氏らが出席。
- ・ 4月28日、共産党藤野保史議員の「花見をしているのか犯罪の下見をしているのか、どう見分けるのか」との質問に対し「花見なら弁当やビールを持ち、下見であれば双眼鏡や地図を持っているという外形的事項がありえる」などとの金田法相の答弁。
- ・ 5月9日、民進党蓮舫代表の「ラインやメールなどで合意したとどうやって確定するのか」という質問に対して、金田法相は「嫌疑がある場合には捜査を行う」としたが、直後に「そういうデジタル情報については監視しない」と答弁。議場は答弁になっていない、と騒然となった。
- ・ 5月16日衆院法務委員会。パレルモ条約について公明推

薦の椎橋隆幸中央大名誉教授と民進党推薦海渡雄一弁護士が意見を述べた。この専門家の意見聴取の内容。

- ・ 6月1日参院法務委員会。民進党小川議員の質問に対する林刑事局長の答弁「組織的犯罪集団の構成員でなくても計画主体になりうる」。金田法相の答弁「構成員でなくても計画に関与した周辺者についてはテロ等準備罪で処罰はあり得る」など。この日「周辺者」という概念が示された。
- ・ 国連人権理事会のプライバシーに関する特別報告者ジョセフ・ケナタッチ氏の安倍首相宛書簡についての報道。ケナタッチ氏の意見は、市民が共謀罪法案を考える上で重要な提起であり、これを無視して報道しなかったことは大きな問題である。

5 NHKは言論人・研究者や市民の意見や発言を十分取り入れなかった

NHKの二つの番組に登場した識者は、「報道ステーション」と比べて極めて少なく、賛成・反対の論者の見解を示して争点を明らかにする、という姿勢は見られなかった。

(1) 「ニュース7」

3月21日、日弁連海渡雄一弁護士、中央大学椎橋隆幸教授(賛成)

3月6日、久保有希子弁護士

6月15日、法政大学 水野智幸教授

(2) 「ニュースウオッチ9」

わずかに閣議決定の日と共謀罪法成立の日、以下の専門家のインタビューを放送するにとどまった。

3月21日、日弁連海渡雄一弁護士、中央大学椎橋隆幸教授（賛成）

6月15日、日本大学 岩井奉信教授、法政大学 水野智幸教授
なお集会、または記者会見での発言がVTRで紹介されたのは
4月6日の吉岡忍氏、4月27日の田原総一郎氏のみだった。

（3）「報道ステーション」

多くの専門家、ジャーナリストを登場させ、共謀罪法案について話し合うというスタイルで報道した。また、海外からの警告の声をも伝えた。

3月21日、京都産業大学 田村正博教授（賛成）、落合洋司弁護士

4月6日、東京都の道路整備計画に反対する市民運動の参加者

4月17日、木谷明弁護士

4月28日、ジャーナリスト青木理氏

5月23日、プライバシーに関する国連特別報告者、ジョセフ・ケナタッチ氏

ケナタッチ氏は、安倍首相に書簡を送り、「法案が成立すればプライバシー権と表現の自由が過度に制限される恐れがある」、「適切にプライバシー保護のための新たな特定の条文や措置が盛り込まれていなければならない」と警告した。日本政府は「国連の立場を反映していない」と反発したが、5月23日の「報道ステーション」はケナタッチ氏への単独インタビューの内容を伝えた。氏は「法案の文言を見て驚いた。日本政府から受け取った“強い抗議”は、ただ怒りの言葉が並べられているだけで、まったく中身のあるもので

はなかった」と述べている。

6月2日、富川キャスターは、「国連の特別報告者デービット・ケイ氏、元CIA職員エドワード・スノーデン氏の2人が相次いで“表現の自由”“共謀罪”をめぐって日本に警鐘を鳴らしている」と述べ、デービット・ケイ氏の、「表現の自由を脅かそうとする勢力が現れたとき、私たちは自分たちの社会を守らなければならない」という発言を紹介した。またスノーデン氏の「これは政府が新たな監視の手段を手に入れるための法案だ。日本における大量監視の新たな潮流の始まりだ。これまで日本になかった監視文化の状態だ」という警告を伝えた。

6月12日 共謀罪の対象犯罪に法人税法や所得税法が含まれていることを批判する山中真人弁護士、上柳敏郎弁護士、井上一生税理士のインタビュー、フランス「ル・モンド紙」のフィリップ・メスメール特派員、ジョセフ・ケナタッチ氏の批判を伝えた。

6月15日 元東京高裁裁判長 木谷明弁護士、永岡弘行オウム真理教被害者の会会長。

6月16日 首都大学東京 木村草太教授の「テロの危険と監視社会のどちらを選ぶか、という論点は間違い。テロ対策だという政府のウソを許すかどうか論点であり、そうであれば結論は明らか」という発言を伝えた。

以上のほか、「報道ステーション」では、スタジオに何人もの個性的なゲストを迎え、生放送で語らせている。いずれも次のような示唆に富む内容だった。

4月21日、生物学者福岡伸一氏、「生物社会で、個体が幸せに

生きるために作られたルールがある。その社会で、まだ起こっていない事に対して先回りして体の自由を規制することは生物学的にありえない」

4月28日、お笑い芸人ジェイソン・D・ダニエルソン氏「これが成立したら魔女狩り。9.11以後似たようなアメリカの法律『愛国者法』で冤罪がいっぱいあった」

4月19日、歴史家磯田道史氏「思っているだけでは絶対に罰してはならない。危害を加えられて初めてというのが本筋。フランス人権宣言以来そうだ」

この他、スタジオに登場したのは、5月12日、映画監督周防正行氏、6月2日、GPS裁判主任弁護人の亀石倫子氏、6月14日、ジャーナリストの田原総一郎氏らであった。

6 NHKは視聴者の判断に役立つ独自取材、調査報道を行わなかった

(1) 「ニュース7」「ニュースウオッチ9」には、共謀罪法の論点に関わった独自の調査報道はほとんどなかった。

メディアの提供する情報・資料が有権者の政治判断に与える影響の大きさから、多様な判断材料を提供する独自取材・調査報道が必要である。

特に共謀罪法に関しては、現在の官憲の市民に対する監視や捜査がどうなっているか、また、国際条約締結のために共謀罪法が本当に必要なのか、報道機関として独自に検証する報道が求められていた。この点で、NHKのニュース2番組に調査報道がほとんど

なかったことは批判を免れない。

(2) 他方、「報道ステーション」では次の報道がされた。

① 大垣警察署の市民運動監視事件（4月28日）

岐阜県大垣市では、風力発電の建設計画に関して大垣警察署が中部電力の子会社と情報交換していた事件が発覚した。番組ではこの事実を紹介し、警察の監視の対象となっていた市民、船田伸子氏のインタビューを伝えた。船田氏は「知らないところで監視され調べられている。私は犯罪に関わるようなことをしていないのに警察は私の事を犯罪者のように見ていたと知り、怖いと思った」と述べている。

② 志布志市の公職選挙法違反容疑の冤罪事件の取材（5月12日）

特定の候補者からビールや焼酎などを受け取った嫌疑で13人が起訴されたが、全員無罪となった志布志冤罪事件。番組は現地で関係者へ取材し、裁判記録を掘り起こして振り返った。

「取調べに当たって、あるはずもない事実を、さもあったかのように具体的かつ迫真的に追及され、強圧的に取り調べられて自白に追い込まれる様子が伺われる」という裁判記録が紹介されたほか、自白を強要された体験談が語られ、共謀罪が冤罪を作りかねないものであることを示唆した。

③ 「パレルモ条約」についての取材（5月16日）

政府は、国際組織犯罪防止条約、通称「パレルモ条約」に加盟するために共謀罪法が必要と繰り返し主張してきた。この主張が正しいかどうかを確かめるため、条約にくわしい米ノースイース

タン大学のニコス・パッサス教授を、居住地アテネに訪ねて取材した。

パッサス教授は、「パレルモ条約は、経済的利益や、物質的利益を目的とした国際的な犯罪防止のための条約」、「日本は、国連の主要なテロ対策条約 13 本もすでに批准し、テロ対策法の法整備は完了している」、「国連には先に法整備を進めなければ条約に入れないような規則も、それを審査する機関もなく、先に条約に入ってからでも、必要な法整備を進めることも出来る」などと答えた。番組はこの証言を紹介し、政府見解に疑問を提起した。

7 NHKは市民や各界の反対運動の報道をあまりしなかった

法案に反対する市民や各界の反対の動きの報道は、全体として少ない、という傾向が見られた。「ニュース7」、「ニュースウオッチ9」、「報道ステーション」で紹介された例は以下のとおりである。

「ニュース7」は、終盤で国会前の集会を数回にわたって取り上げたが、反対する動きの社会的な広がりについての報道はなく、また学者や弁護士などの集会の報道はほとんどなかった。

「ニュースウオッチ9」は、4月6日、衆議院で審議入りした日に都内で開かれた大規模な集会を取材し、参加者の声や吉岡忍氏の発言、「市民を監視し、内心の自由・言論表現の自由を踏みにじるものであると言わざるを得ない」を紹介した。

4月27日は、共謀罪に反対するジャーナリスト14名の反対声明と記者会見の様態を伝えたが、わずか36秒であった。同日の「報道ステーション」は同じ記者会見を1分40秒近く伝えている。

6月15日、法が成立した後だったが、神奈川県藤沢市で市民が始めた「コッカイオンドク」の運動を紹介した。これは国会審議の内容を首相や閣僚、野党議員に市民が扮して再現するパフォーマンスで、取り組む市民の「法案が問題であることを広く言っていく」とする主張を伝えた。

全体として「ニュースウォッチ9」は、「ニュース7」と同様、市民の活動を独自の取材で伝えることが少なく、国会前行動などを数回にわたって短く取り上げるにとどまっていた。

「報道ステーション」は、4月27日のジャーナリストの反対声明の記者会見を報じたほか、国会前の集会を何回か取り上げ、6月14日、15日の最終盤では、かなりの時間量で参加者の声も含めて伝えた。

8 まとめ

以上のように、NHKは、共謀罪法案の国会審議に関する報道において、意見が対立している問題であるにもかかわらず、政府の見解を中心に報道することに終始し、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすることを怠り、政治的公平を欠いた放送を行った。

NHKによるかかる報道が放送法4条に反することは明らかである。

原告らが、本件訴訟において、NHKが放送法4条を遵守する義務があることの確認を切に求める所以である。

以上